

令和7年度 第2回安城市庁舎整備審議会 議事要旨

日 時	令和7年4月14日（月）午前10時00分から午前11時40分		
場 所	災害対策本部室	所要時間	100分間
出席者	委 員 ※委員名簿順	荒木裕子委員、大野暁彦委員、太幡英亮委員、福島茂委員、石川近利委員、加藤早苗委員、神谷明文委員、沓名俊裕委員、寺田覚委員、大山拓也委員	
	事務局	杉浦副市長、横山副市長、企画部長、総務部長、資産経営監、資産経営課長、庁舎整備室長、庁舎整備係長、資産経営課職員	
次 第	1 会長あいさつ 2 前回のふりかえり 3 議題 (1) 庁舎整備の基本方針（案）について (2) 庁舎の整備手法及び規模について 4 その他		
傍 聴	3人		

1 会長あいさつ

(太幡会長あいさつ)

2 前回のふりかえり

(事務局説明)

質疑なし

3 議題

(1) 庁舎整備の基本方針（案）について

(事務局説明)

【太幡会長】

ご説明ありがとうございました。前回は現庁舎の課題が示され、基本方針（案）は、1～3の三つで庁舎を作っていく内容でした。議論の中では、現状の課題を反映するだけで良いわけではないというご意見を多くいただきました。それを踏まえ、未来の在り方を議論すべきであるとの考えのもとに、市民・利用者ニーズ、時代変容、上位・関連計画を反映し、基本方針（案）の4番目に「市民に親しまれる庁舎」という項目を加えています。文言については議論が必要ですが、骨格的には、前回と比べると非常によく整理できていると思います。

本日、皆様には基本方針がこの4つの項目で良いかということについて、文言を含めてご意見を伺いたいと思います。また、具体的にこの4つの方針に何を盛り込んでいくのかがポイントになりますので、その辺りのご意見もいただきたいと思います。

【大山委員】

アンケートの項目にある「庁舎に行かずに手続きができる」ということについて、市民としては非常に嬉しいです。ただ、恐らく、庁舎に行かずにできる手続きとできない手続きがあると思います。庁舎に行かなくても全ての手続きができるのであれば、基本方針（案）の「市民に親しまれる」という部分を充実させることの優先度が低くなるかもしれません。庁舎に行かないとできない手続きがある場合は、みんなが使える環境を充実させてほしいと思います。

庁舎に行かないとできない手続きがどの程度あるかを踏まえ、庁舎の利用者がどの程度いるかを考慮して「市民に親しまれる」の部分をどの程度充実させるかを検討いただけると嬉しいです。

【事務局】

現段階では、庁舎に行かなくても全ての手続きができるという状況にはなっておりません。DX等の技術も日進月歩ですので、実際に庁舎整備を実施する際には、今よりも庁舎に行かなくてもできる手続きが増えている可能性があると思います。

しかし、庁舎に来ないとできない手続きも必ず出てくると思いますので、技術が進歩したとしても、手続きや相談を行うスペースは必要になると考えています。

【荒木委員】

「市民に親しまれる庁舎」を入れていただいたので良くなったと思います。改めて総合計画を読むと、非常に明快だと感じました。安城市が何を重要視しているかが明確に分かりました。

地域の計画をつくるときに、「安全」と「安心」を一つとして考えがちですが、二つは別物です。防災を考えるときは、切り分けて「安全」をクリアにする必要があります。一方で、安城市に住みたい、或いは、安城市で子育てをしたいと思ってもらうためには、「安心」が非常に重要になります。これは「安全」だけで担保できるものではないと思います。このように考えると、「市民に親しまれる」ということが基本方針の1番目に来るべきだと思います。「市民に親しまれる」を担保するのが「災害に強い庁舎」であって、「災害に強い庁舎」は目的ではないということです。現在挙げている「市民に親しまれる庁舎」は市役所の使い方ですが、より大きなものとして「市民に親しまれる」とはどういうことかを検討いただけると良いと思います。

【太幡会長】

ありがとうございます。今いただいたご意見には共感しますので、ぜひご検討いただきたいと思います。また、p.24に「市民に親しまれる庁舎」の基本機能が2点しかありませんが、もっと具体的に記載すべきだと思います。総合計画では、子どもを育むことに非常に軸足を置いた書き方になっています。庁舎整備においても、どのように育むかを基本方針4の中に盛り込むことを、今後議論できれば良いと思います。

【福島副会長】

庁舎整備において、市民参画をどのように位置付けるのかが非常に重要だと思います。「市民に親しまれる」という表現と合うかどうかは別として、市としてそのことを重要だと考えているのであれば、市民参画の拠点として市役所があり、地域のまちづくり団体が集まれる場所や市職員と政策的な会話をするような場所等が必要であることを、しっかりと庁舎整備の機能の中に謳うべきだと思います。

また、基本方針の二つ目に「誰もが利用しやすい」と書かれています。市民や来庁者にとっての使いやすさと市職員にとっての使いやすさが同じ項目に入っている点は、整理した方が良いと思います。

市職員が効率的に快適に仕事をするのが市民サービスに直結し、市民にとっての使いやすさにつながるということがあります。「社会情勢の変容」の中に働き方改革が挙げられており、市職員にとって働き方改革やウェルビーイングな職場環境の構築により、優秀な職員を採用し、行政の質的向上につなげるという観点も必要だと思います。そう考えると、職員の働く場所としての機能を良くすることと、市民や来庁者にとって利用しやすいことを分けた方が理解しやすく、より明確に庁舎の方針を打ち出せると思います。

【太幡会長】

そのとおりだと思います。今後ブレイクダウンしていくプロセスがあると思いますが、職員のワークプレイスとしての使いやすさと来庁者へのサービス提供スペースとしての使いやすさを、整理して記載していただければと思います。

【大野委員】

荒木先生の意見に賛同します。本日の議論の中で、そこが一番大事なのではないかと思いました。上位計画との関係性を整理していただいた中で、都市計画マスタープランでは様々なところに「みんなで」という言葉が入っていました。それは、市役所の本来の意義だと思います。現在、庁舎整備で議論されている観点は、手続きがしやすい等の目的が主眼になっています。市のメインとなる機能というのは、都市計画マスタープランで議論されてきたのであろう、みんなでまちづくりをするということなのではないかと思います。そうすると、施設の在り方もそういった方向での議論があるべきだと思います。p.24「市民に親しまれる庁舎」で基本機能が二つしかないことが非常に気になっています。また、p.23に「敷地内の緑化」と書かれていますが、これも緑化すれば良いというものではないと思います。

都市計画マスタープランに記載のある、みんなでどのようにまちを賑やかにしていくかということについて、それが庁舎の一つの役割とするのであれば、その観点でどのような場所をつくっていくべきかという議論が必要だと思います。それを基本機能の項目として挙げておくべきであり、本日の資料では不足していると思います。

【事務局】

委員の皆様からいただいたご意見につきましては、会長が言われたとおり今後ブレイクダウンしていく中で機能を検討し、内部検討組織で考えたものを皆様に改めてお示ししたいと思います。

【寺田委員】

基本方針2の「誰もが利用しやすい庁舎」において、高齢者は歩くのが大変なため、庁舎が高層化した場合にはエスカレーターやエレベーターを複数台整備することを盛り込んでいただきたいと思います。

また、DXに対応した業務効率化やデジタル化が掲げられていますが、現在小中学校では児童生徒全員にタブレットを配付しており、9年間デジタルに親しむ人が今後出てきます。デジ

タル化に親しんだ若者の意見を取り入れていただきたいです。以前は、町内会も学校から紙で案内をもらい地域に回覧していましたが、今は電子データで直接子ども達に配付されるため、町内会は学校のことを把握できません。地域の公民館も紙で配るのをやめたりしています。庁舎だけでなく住民も含めてデジタル化を進めるような方針の文言を記載していただけると心強いと思います。

私は総合計画審議会の委員をしておりますが、総合計画では、今後子どもをどうやって育てていくか、地域がどうやって守っていくかを議論してきましたので、そういった点を捉えて盛り込んでいただけると良いと思います。例えば、市役所の周りに売店やカフェは限られた場所しかありません。子育てをするには色々な施設などが必要だと思しますので、その辺りを盛り込んでいただけると良いと思います。

【事務局】

来庁者が「誰もが利用しやすい庁舎」については、来庁者の方々の動線に配慮した担当部署の配置やワンストップ窓口の導入に加えて、上下移動に対してエレベーターは欠かせないと考えているため、計画をつくる際には配慮していくべきだと考えております。

D Xの推進については、庁舎整備において、安城市全体が進む方向との整合性を図りながら進めていきます。

カフェや売店についても、引き続きブレイクダウンをしていく中で検討を進め、内容については内部検討組織において考えていきたいと思ひます。

【石川委員】

基本方針の1から3は建築物の用途でほぼ解決できるものですが、4の「親しまれる」かどうかについては、建築物の用途だけでは解決できないことがあると思ひます。庁舎整備の基本方針の中に「市民に親しまれる」を入れることは難しいと思ひました。市民に親しまれるかどうかは建築物の用途だけでは判断できないと思ひます。

【太幡会長】

確かに、文言だけでは非常に大きな話になるので、今後ブレイクダウンして、具体的に何をするかを考えていただければと思ひます。

【沓名委員】

基本方針の4つは的を射たテーマだと思ひます。

現在の案では、かなり市民に意識を向けた庁舎になっています。ただ、庁舎そのものを考えると、職員が快適に効率よく仕事ができることが5割以上のウェイトを占めると考えます。職員が快適に効率よく仕事をできる場所でなければ庁舎整備の意味がないように思います。

紙の話もありましたが、今後はデジタル化の時代です。民間企業を見ても、今までは机が一列に並んで固定の椅子で仕事をしている職場が通常でした。新しい職場の図面を見ると、フリーアドレスが採用され、パソコン一つで自分の好きなところで仕事ができるレイアウトとなっています。

最短で庁舎建設が始まる7年後には、かなり人工知能が発達していると思います。人工知能を使ってどのように仕事ができるか等も踏まえながら庁舎をつくるべきだと思います。市民サービスを直接行う庁舎も当然必要だと思いますが、人工知能が発達すれば、庁舎に来なくても必要な物が手に入るようになるかもしれません。庁舎は、職員にとって効率の良い仕事場でもあってほしいと考えます。

【太幡会長】

ありがとうございます。本日二つ目の議題で面積に関する議論があるので、今のご意見に対しては、事務局にはそこでも説明していただければと思います。

今回整備するのは庁舎ですので、職員のワークスペースをどうつくるかが議論の5割以上になるかと思います。その中で、ワークスペースの新しい在り方に関してご発言をいただきました。新しいオフィスの在り方として、フリーアドレスがあります。庁舎は、最も遅れている分野です。フリーアドレスや部課長の席がどこにあるか分からないということは、今やオフィスにおける一般的なレイアウトになっており、一人当たり面積は縮小しています。フリーアドレスで自由にどこでも働ける一方で、重要視していることはワーカーたちの共有スペースです。例えばキッチン、遊ぶ場所、体を動かす場所などを設けたり、緑を置いたりする等です。このように豊かなワークスペースをつくっていくための面積合理化の手段として、フリーアドレスが採用されている事例があります。単に職員一人当たり面積を割り出すだけでなく、職員のワークスペースをどうするのかは今後しっかり議論が必要だと思います。

私から1点補足です。都市計画マスタープランに集約型都市づくり、持続可能な都市づくりという言葉が出てきます。現在、庁舎のコンセプトを考えていく段階で、既存都市との関係については、ほとんど議論されず、書かれていない状態となっています。本来、庁舎整備の計画は、都市計画マスタープランに立脚してつくっていくものだと思いますので、既存のまち、暮らしとの連携という観点を考えていく必要があると思います。

それでは、議題（2）庁舎の整備手法及び規模について事務局より説明をお願いします。

(2) 庁舎の整備手法及び規模について

(事務局説明)

【太幡会長】

ありがとうございます。前半の説明は面積についてでした。現状の庁舎を見ていただくと分かるとおりに明らかに狭いと感じます。窓口エリア、エントランスやロビーがほとんど設けられていない非常に狭い庁舎であり、面積設定についてはご説明いただいたとおりだと思います。当然、先ほどご意見いただいたように働き方やDX等も含めて、今後詳細に検討が必要だと思います。

この面積は、今後庁舎をどこにどう建てるかのボリューム感をつかむため、概算として算出したものです。最終的にこの面積で決定ということではないと認識しています。

面積と改修か建替えかということについてが大きな部分だと思いますが、皆様いかがでしょうか。

【杳名委員】

今の説明は非常に分かりやすかったと思います。バラバラになっている建物を利用するのは不都合が出ることばかりなので、全てを建て替えて建物を大きくした方が、今後においても使い勝手が良いと思います。

ただ、工事費が約281億円と示されていますが、将来の予測も踏まえた金額でしょうか。また、莫大な費用がかかる事業ですが、約281億円をどのように調達する計画でしょうか。

【事務局】

まず、工事費について、建替えの場合は約281億円と算出していますが、7年後に建て替えた場合の物価上昇率を見込んで計算をしています。

次に、費用の調達についてですが、他の自治体の庁舎建設でも行われているように庁舎整備を見据えた基金、いわゆる貯金を進めています。現在、40億円程度の積み立てをしており、今後も続けていく予定です。また、不足分については、市債、いわゆる借金をして整備に充てる予定です。また、補助金等があれば積極的に活用を図っていく考えです。このほかにも、事業費縮減の方策を併せて検討していきたいと考えています。このように、基金、市債を中心とした上で、補助金をしっかり活用していきたいと考えています。庁舎整備が市民生活に影響を

及ぼすことがないよう、そして安定的な財政運営ができるよう進めていきたいと考えています。

【加藤委員】

p. 37に庁舎における執務エリアの空間構成の図面が示されていますが、まだまだ職員のスペースが狭いと感じます。職員が休憩できるスペースも必要だと思います。また、日本人は座って仕事をする時間が長いため、立って作業できるスペース等健康面を考えた職員用のスペースがあると良いと思います。

利用者も大事ですが、庁舎で働く職員にも配慮することで、ユニバーサルデザインにつながると思います。

【事務局】

職員の健康面まで配慮いただきありがとうございます。資料に掲載している図面はあくまでも参考であり、市職員の作業スペースや休憩スペースも含めて今後検討していきたいと思えます。

【神谷委員】

約281億円を起債で調達可能と考えているのでしょうか。

【事務局】

現状、本市が庁舎整備で利用できる起債としましては、事業費の75%まで借りることができるものとなっております。

逆に言えば、仮に75%を起債した場合、残りの25%は基金や一般会計から拠出しなければならないことになるため、いかに1年間の歳出を少なくするかについて今後検討していきたいと思えます。

【神谷委員】

庁舎は長きに渡って使うものであり、将来世代にも負担してもらいたいので、起債の方法が良いと思えます。また、大阪万博では建設費が当初の倍になっており、安城市でもこうしたことになると思うので、気を付けて頂きたいです。

もう1点ですが、避難場所としての機能を庁舎が持つ必要はないと思えます。

安城市では中学校区に一つは福祉センターや地区公民館がありますので、主にそこが地元の避難場所と考えます。庁舎に避難場所まで入れると相当大きな建物にならざるを得ない。極端

に言えば、その機能は庁舎に必要ないと思います。

【事務局】

庁舎については、災害時の指令拠点としての機能を発揮することが重要と考えています。地域の方々の避難場所は、地区公民館や学校が基本となると思います。

しかし、災害時には、例えばボランティアの受付等が必要になりますので、その部分につきましても、庁舎整備において検討をする必要があると考えています。

【寺田委員】

基本的に建替えの案に賛成です。庁舎が新しくなると職員は働きがいがあると思います。

職員一人当たりの面積が示されていますが、民間企業では、テレワークを採用することにより、スペースに余裕のある会社が多くあります。一人当たりの面積は良いと思いますが、今後も職員が全員席に座って仕事をするのか、それともテレワーク等により、庁舎内の職員数を抑えるのかを考慮して、乗じる人数が900人が適切かどうかを検討いただきたいと思います。

また、毎月さくら庁舎で保護司会が行われており、国の保護観察官が出席されますが、「市役所に動物舎が併設しているのは初めて見ました。良いですね。絶対に残してください。」と言われたことがあります。市民から見ればみすばらしい園舎だとも思いますが、外から来た人には新鮮であるようです。ぜひ私も残してほしいと思います。

【太幡会長】

ありがとうございます。テレワーク率については、様々な企業で示されていると思います。また、テレワークから戻す企業も出てきているので、今後議論していただければと思います。

【荒木委員】

職員の働きやすさは非常に重要だと思います。

p. 8の目次構成（案）において、6章で基本機能の項目を立てていますが、これはまだ検討されていないのでしょうか。基本機能の検討があった上で、どのような面積にするかという議論になると思います。例えば、市民参画ではアンフォーレ等との関係性、災害対応では桜井支所等との関係性等、他の施設との関係性をもう少し整理する必要があると思います。

また、「親しまれる庁舎」は、建物の外観にも影響されると思います。一括建替えを検討されていますが、一括建替えをする場合には、高さがある建物になると想定されます。低層部を設ける等の方法もあると思いますが、一括建替えだと一発で大きな予算になることも懸念され

ます。一括建替えと順次建替えの二つの手法を並行して検討していただく必要があると思います。

【太幡会長】

ありがとうございます。庁舎の基本機能が決まらないと面積が決まらないということについて、ご発言のとおりだと思います。基本機能は、次回以降の議論になると思います。建替えスキームについて事務局から回答があればお願いします。

【事務局】

建替えスキームとして、現状、順番に建て替えた場合の費用は算出していませんが、個別にさくら庁舎や西庁舎の解体費は算出していますので、お示しできると思います。

【福島委員】

p. 27に庁舎の在り方検討会報告書における課題解決のための庁舎整備手法の案が示されています。そこでは、建替え、大規模改修及び耐震強化、民間建物等の賃借の三つの案が出ています。本日の議論は、建替え、大規模改修及び耐震強化であり、民間建物等の賃借は全く議論されていません。民間建物等の賃借の案はなくなったということでしょうか。

【事務局】

民間建物等の賃借については、安城市内に庁舎と同等規模の建物がないので、手法としては除外しました。そのため、今回の案は、建替えか大規模改修及び耐震強化の2択とさせていただきます。

【福島委員】

皆様のご意見を聴いて思ったことは、新庁舎というハードのことだけを考えるのか、新庁舎を機能的にするための行政の体制も考えるのかということです。どのような働き方、行政の体制にするのかを庁舎整備を契機に考えていくのか、それとも、体制等は既にあるものを与件として庁舎整備を行っていくのか、こうしたことをどこかの段階で議論していただきたいと思います。

そのときに、ベストプラクティスを出して、こういう働き方なのでこういうスペースがあると良いという議論ができると、より意義のある庁舎整備になるし、多額の事業費をかける説明責任も果たせると思います。

【太幡会長】

ありがとうございます。役所の機能そのものを考え直す機会になるのではというご意見をいただきました。検討いただきたいと思います。

本日は二つの議題があり、1点目は「(1) 庁舎整備の基本方針(案)」、2点目は「(2) 庁舎の整備手法及び規模について」の資料が示されました。

(1) 庁舎整備の基本方針(案)については、反対意見はなく、補強していくご意見をいただいたと思います。順番を変えるなど充実させていくことを踏まえ、1点目の議題についてご了承いただける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【太幡会長】

ありがとうございます。この案は概ね了承ということでご理解いただきたいと思います。今後、この案を充実させたり順番を変えたりする等の検討は必要だと思います。

(2) 庁舎の整備手法及び規模については、建替えとすること、そして、検討のための概算ではありますが、そのおおよその規模の考え方について、ご了承いただける方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

【太幡会長】

ありがとうございます。それでは議題は以上になります。事務局にお戻しします。

4 その他

次回庁舎整備審議会 令和7年6月30日(月)午前10時から災害対策本部室で開催